

# 島原市教育委員会

## 議 案 集

- 第35号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について
- 第36号議案 島原市小・中学校育友会補助金交付要綱の制定について
- 第37号議案 島原市立小・中学校の学校薬剤師の解嘱について
- 第38号議案 島原市立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について
- 第39号議案 平成26年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について
- 第40号議案 島原市社会教育委員の委嘱について
- 第41号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について

平成26年5月2日 定例会

### 第 3 5 号議案

#### 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について

島原市奨学生審議委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住所(学校所在地等)	任 期
島原中央高等学校長	森崎 和樹	島原市船泊町3415	H26.4.1～H28.3.31

平成 2 6 年 5 月 2 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

#### 提案理由

島原市奨学金貸付基金条例第 1 0 条及び島原市奨学金貸付基金条例施行規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市奨学金貸付基金条例（抜粋）

（審議委員会）

第10条 奨学金の貸付に関する事項を審議するため、奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

島原市奨学金貸付基金条例施行規則（抜粋）

（審議委員会）

第5条 島原市奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）は、委員15名以内をもって組織する。

2～5 略

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

# 【別紙】

## 島原市奨学生審議委員会委員名簿

(平成26年4月1日現在)

職 名	氏 名	住 所 ( 学 校 所 在 地 等 )	任 期
島原市民生委員児童委員協議会 連合会会長	永門 重明		H25.4.1～H28.3.31
長崎県立島原高等学校長	北浦 剛資	島原市城内二丁目1130	H25.4.1～H28.3.31
長崎県立島原農業高等学校長	田坂 吉史	島原市下折橋町4520	H26.4.1～H28.3.31
長崎県立島原工業高等学校長	有村圭一郎	島原市本光寺町4353	H25.4.1～H28.3.31
長崎県立島原商業高等学校長	山本 昇	島原市城内一丁目1213	H26.4.1～H28.3.31
<b>島原中央高等学校長</b>	<b>森崎 和樹</b>	<b>島原市船泊町3415</b>	<b>H26.4.1～H28.3.31</b>
島原市立第一中学校長	北田 義久	島原市城内一丁目1222	H25.4.1～H28.3.31
島原市立第二中学校長	植木 勝信	島原市新山三丁目8916	H26.4.1～H28.3.31
島原市立第三中学校長	野中 豊明	島原市梅園町丁2898	H26.4.1～H28.3.31
島原市立三会中学校長	中村 展祥	島原市下宮町甲2511-2	H25.4.1～H28.3.31
島原市立有明中学校長	本田 道隆	島原市有明町大三東戊1535	H26.4.1～H28.3.31
島原市教育委員会教育長	宮原 照彦	島原市有明町大三東戊1327	H25.7.12～H28.3.31
計	12名		

## 第36号議案

### 島原市小・中学校育友会補助金交付要綱

島原市小・中学校育友会補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 市は、市内の小・中学校において組織されている育友会及びP T Aに対し、予算の定めるところにより、島原市小・中学校育友会補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則(昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象となる経費

育友会及びP T Aの管理運営に要する経費とする。

(2) 補助額

補助金の交付額は、予算の定める額以内で市長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、島原市小・中学校育友会補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、島原市小・中学校育友会補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第5条 前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかに島原市小・中学校育友会補助金内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了していないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

（実績報告）

第6条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、島原市小・中学校育友会補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後すみやかに市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市小・中学校育友会補助金交付確定通知書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市小・中学校育友会補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後補助金を概算払により交付することができる。この場合において交付決定者は、前項の補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第9条 交付決定者は、補助金の収入及び補助事業の支出を記載した帳簿を整理し交付

決定した日が属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第10条 市長は、補助金の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が実施した事業が交付決定の内容に反したと認められる場合には、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

平成26年5月2日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市小・中学校育友会補助金について、補助金の交付等に関する必要事項を定めるため、この要綱を定めようとするものである。

第37号議案

島原市立小・中学校の学校薬剤師の解嘱について

次の者を島原市立小・中学校の学校薬剤師としての委嘱を解く

	氏名	性別	年齢	学校名	備考
学校薬剤師	畑敏也	男	49	島原市立三会中学校	平成26年3月31日付辞任

平成26年5月2日提出

島原市教育委員会  
教育長 宮原 照彦

提案理由

本人より辞任願いが提出されたため、委嘱を解こうとするものである。



第38号議案

島原市立小・中学校の学校薬剤師の委嘱について

島原市立小・中学校の学校薬剤師に、次の者を委嘱する。

	氏名	性別	年齢	学校名	備考
学校薬剤師	宮原敏郎	男	43	島原市立三会中学校	平成26年4月1日から

平成26年5月2日 提出

島原市教育委員会  
教育長 宮原 照彦

提案理由

学校薬剤師の辞任に伴い、欠員補充として学校保健安全法第23条により委嘱しようとするものである。

(参考)

## 学校保健安全法 (抜粋)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第 39 号議案

平成 26 年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成 26 年度島原市立中学校部活動外部指導者に、下記の者を委嘱する。

記

(第三中学校)

部 名	氏 名	性別	年齢	住 所	備考
卓球女子	入江 輝之	男			追加

平成 26 年 5 月 2 日 提出

島原市教育委員会  
教育長 宮 原 照 彦

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第 5 条及び第 7 条により、指導者に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

(身分)

第4条 外部指導者は、非常勤とする。

(委嘱)

第5条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(任期)

第7条 外部指導者の任期は、1年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。
- 3 外部指導者は、再任することができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 第40号議案

### 島原市社会教育委員の委嘱について

島原市社会教育委員に、次の者を委嘱する。

氏名	職分	住所（職場等）	備考
古瀬唯二	学校教育の関係者	島原市立湯江小学校長	学校長 49歳

（任期：平成26年4月1日から平成27年3月31日）

平成26年5月2日 提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

### 提案理由

島原市社会教育委員条例第3条第1項の規定により、補欠委員1名について委嘱しようとするものである。

(参考)

島原市社会教育委員条例（抄）

(定数等)

第2条 委員の定数は、11人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情があるときは任期中でも解任することができる。

## 平成25～26年度 社会教育委員名簿

□ 社会教育委員（平成25年4月1日から平成27年3月31日まで任期2年）  
（氏名敬称略）

氏名	住所（職場等）	電話番号	備 考
◎加藤 勝彦			学識経験
○金子 統太郎			学識経験
大町 範保			学識経験
中村 義則			学識経験
佐藤 美由紀			家庭教育
村本 雅一			社会教育
<b>古瀬 唯二</b>	<u>（島原市立湯江小学校長）</u>	<u>68-0509</u>	<b>学校教育</b>
肘井 裕子			家庭教育
大場 健吾			社会教育
古瀬 彬			社会教育
石井 泰彦			学識経験

（平成26年5月2日現在）

## 第 4 1 号議案

島原図書館協議会委員の委嘱について

島原図書館協議会委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 2 6 年 5 月 2 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原図書館設置条例第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。



(参考)

島原図書館設置条例（抜粋）

（図書館協議会）

第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館の管理運営に関し、教育長の諮問に応じるとともに、意見を述べるため、島原図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

□島原図書館協議会委員（平成26年4月1日から平成28年3月31日まで任期2年）

氏名	住所	年齢	年数	備考
山田 和子			20年	社会教育の関係者
宮元 美雪			9年	家庭教育の関係者
山本 かすみ			8年	家庭教育の関係者
北田 貴子			5年	社会教育の関係者
相川 雅則			3年	学校教育の関係者
松本 敦子			2年	学校教育の関係者
広瀬 智子			2年	社会教育の関係者
大隅 謙一郎			0年	学識経験のある者
山本 直子			0年	学校教育の関係者